

# 令和7年度仙南圏域移住及び二地域居住体験ツアー運営業務 業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

令和7年度仙南圏域移住及び二地域居住体験ツアー運営業務

## 2 目的

仙南地域では、人口減少・過疎化が加速しており、山間部の条件不利地域は特に高齢化が進行している。移住・二地域居住の推進にあたり、管内の各市町で移住体験ツアーが実施されているが、移住希望者の多様なニーズに対応するためには、各市町が連携し圏域としての魅力を一体的に発信しながら移住・二地域居住の推進に取り組む必要がある。

そのため移住希望者のオーダーに対応した内容に行程を調整し、管内複数市町を周遊するオーダーメイド型の移住体験ツアーを実施し、仙南地域への移住・二地域居住の促進に取り組む。

## 3 実施期間

実施期間は、契約締結の日から令和8年3月13日（金）までとする。

## 4 業務内容

### (1) ツアーの運営業務

ツアーは、申込者の希望内容に応じたオーダーメイド型とし、仙南地域の2市7町のうち複数市町を周遊するものとする。実施方法は次のとおりとする。

#### イ ツアーの募集及び申込受付

(イ) 受注者は、リーフレット・ポスター等を作成し、ツアーの周知及び募集を行うとともに、ホームページ等に申込窓口を設置する。

(ロ) 受注者は、申込者の希望内容に応じて、仙南地域の2市7町の移住・定住担当部署と連携しながら、ツアーの内容や行程の調整を行う。

#### ロ ツアーの実施

行程内の各市町のツアーは、該当する市町が対応することとし、受注者はツアー全体の行程管理を行う。

### (2) ツアー参加者に対する交通費及び宿泊費の一部助成

実施方法は次のとおりとする。

#### イ 対象者は、居住地が東北6県以外のものとする。

#### ロ 助成総額は20万円とする。

#### ハ 助成の対象経費及び金額は次のとおりとする。

(イ) 公共交通機関の場合、対象経費は居住地からツアーの集合場所及びツアーの解散場所から居住地までの合理的な経路に基づく移動に係る経費とする。

(ロ) 自家用車の場合、対象経費は居住地からツアーの集合場所及びツアーの解散場所から居住地までの合理的な経路に基づく移動に係る経費（32円/km積算）及び高速道路通行料とする。

(ハ) 宿泊費 対象経費は滞在する宿泊施設の賃借料、使用料又は宿泊費(宿泊費に朝食及び夕食に係る費用が含まれる場合は、当該費用を除く)とする。

(ニ) (イ)、(ロ)及び(ハ)によるツアー1人あたりの助成総額は合計で2万円を上限とし、ツアー1組あたりの助成総額は4万円を上限とする。また、当該事業期間内における助成は1人1回限りとする。

- ニ 助成は、領収書等の支出を裏付ける証憑を確認し実施するものとする。ただし、ハ（ロ）の自家用車での移動に係る経費については、受注者が申込者の居住地を確認できる資料に基づいて移動距離を算出し、助成を行うものとする。
- ホ 助成に係る費用は、委託金に含めるものとするが、実績報告に基づいて精算手続を行うものとする。
- ヘ 受注者は本業務の実施に際しては公正の維持に努め、特定の参加者等を利することがあってはならない。

## 5 実施報告書

- (1) 本業務の完了後、速やかに事業内容を記した報告書を提出すること。
- (2) 次年度以降の改善に活用できる内容にするため、次の項目については必ず記載すること。

イ ツアーの周知及び募集方法について

ロ 参加者受付からツアー終了までの一連の業務工程について

ハ 実施年度の成果を踏まえて次年度に向けた改善点について

○提出場所

〒989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南129-1

宮城県大河原地方振興事務所地方振興部商工・振興第一班

電話：0224-53-3199 FAX：0224-53-3076

E-mail: [oksinbk@pref.miyagi.lg.jp](mailto:oksinbk@pref.miyagi.lg.jp)

## 6 契約に関する条件等

- (1) 本業務の実施に当たっては関係法令を順守するとともに、本業務により得られた成果品については第三者の知的財産権を侵害することなく、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。
- (2) 本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、成果品について、その利用目的が当地域への移住・定住の推進に有益とされる場合は、県と協議の上、受注者も成果品を必要な範囲において利用することができるものとする。
- (3) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (4) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務、法第67条の規定による従事者等の秘密保持義務及び契約内容の特記事項を遵守しなければならない。

## 7 その他

- (1) 発注者は、受注者がこの仕様書に定める内容に反した場合には、委託金額の一部又は全部を返還させることができるものとする。
- (2) 仕様書に疑義が生じたとき、又は仕様書により難い事由及び記載されていない事由が生じたときは、その都度発注者と協議するものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

### (個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

### (作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

### (個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

### (保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法第61条第1項に規定する法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

### (個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しては

ならないこと、及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、受注者自ら取得し、又は作成した個人情報が記録された資料は、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(個人情報の運搬)

第11 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第12 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務をさらに委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理し、及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第13 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第15 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。